

## 奈良県議会政務活動費第三者機関の組織及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月奈良県条例第42号。以下「条例」という。）第13条第4項の規定に基づき、奈良県議会政務活動費第三者機関（以下「第三者機関」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 第三者機関の構成員（以下「委員」という。）は、次に掲げる資格を有する者等のうちから議長が委嘱する。

- (1) 公認会計士
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験を有する者その他議長が必要と認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

### (調査)

第4条 第三者機関は、条例第13条第1項の規定による議長の調査に資するため、同条第3項の規定による議長の求めに応じ、必要な調査を行う。

2 前項に規定する第三者機関の必要な調査は、会派の代表者又は議員が条例第10条各項の規定により提出された収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）その他の証拠書類の写し及び議長が必要と認める書類を、委員に提示することにより行う。

3 第三者機関は、前項の調査の結果について、各会派及び各議員に対し必要な助言を行うことができる。

4 第三者機関は、第2項の調査の終了後、当該調査の結果について、議長に対し報告するものとする。

### (調査の補助)

第5条 議会事務局職員は、前条第1項の規定による第三者機関が行う調査の期日において、必要に応じて立ち会い、委員による調査を補助するものとする。

### (助言の求め)

第6条 各会派及び各議員は、第三者機関に対し、政務活動費の適正な運用に関する助言を求めることができる。

(意見の提出)

第7条 第三者機関は、条例第13条の2第3項の規定により議長に対し意見を提出しようとするときは、必要に応じ、調査等を行うことができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、条例及びこの要綱に定める調査を行う上で知り得た各会派又は各議員の政務活動、政治活動、後援会活動その他の活動並びに個人情報であって公にされていないものについて、議長の許可なく公表し、開示し、及び漏えいしてはならない。委員の職を辞した後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員が第4条第1項及び第7条の規定による調査等を行ったときは報酬を支給し、当該調査等のため旅行したときはその旅行に対し費用弁償を行う。

2 前項の報酬及び費用弁償の額は、附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和31年11月奈良県規則第69号）別表第1のその他の例による。

(庶務)

第10条 第三者機関に関する庶務は、議会事務局総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、第三者機関の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。